

みどりの村関連施設の指定管理者募集の質問事項に対する回答

令和7年1月15日

	質問内容（要旨）	回答
質問1	◆障がい者及び高齢者の雇用について 障がい者及び後期高齢者の雇用を計画した場合に評価されるのか？	◆指定管理者選考基準による審査となります。障がい者及び後期高齢者の雇用を明記した評価基準はありません。
質問2	◆年間指定管理料上限金額算出根拠について (1)電話回線料、プロバイダー料、フレッツ光の契約は、指定管理者が変わった場合はどのような手続きになるのか？ (2)保険料は、施設賠償責任保険やその他の保険	◆町が設置した電話回線、インターネット回線（プロバイダー料）については、町が変更手続きをします。 ◆施設については、全国町村会総合賠償補償保険（契約類型6）に加入しております。施設内で指定管理者が独自事業を運営する際の賠償責任は、その指定管理者が負うものとなり

	加入の指定はあるのか？また、その保険の種類は？	ますので、損害賠償保険及び傷害保険にご加入ください。補償額については、埼玉県指定管理者募集要項で定められている以下の内容を満たす保険契約を締結してください。 ○賠償責任保険 指定管理施設内における事故等に対する賠償責任 補償額身体: 1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 5 億円以上 財物： 1 事故あたり 3 千万円以上 ○傷害保険 体験活動等参加者に対しての傷害保険 入院： 1 名 1 日あたり 1 万円以上、 通院 1 名 1 日あたり 5 千円以上
--	--------------------------------	--

(3)委託料の人件費は、若者センター359日と交流館140日となっているが、それぞれに8時間の人件費を計上した場合、各施設に8時間勤務する者を必ず駐在させなければならないのか？ 現在、若者センターは遠隔管理（装置）で勤務者なしで対応、交流館は開館しているが管理する者が長時間不在となっているようだが、このような事業計画を計画する際は、勤務実態に沿った費用を算定しなければならないのか？ 委託事業の再委託は、町長と協議して承認されれば可能か？	◆指定管理業務仕様書第6業務の範囲に掲げる施設の運営・管理に支障が無い勤務体系をご提案ください。必ずしも駐在させなければならないものではありません。 ◆勤務実態に沿った費用でご提案ください。 ◆設備点検、清掃、警備等一部の業務については、再委託が可能です。
---	---

	(4)消防設備の点検料が明記されていないが、消防設備は無いのか？ また、防火管理者の選任は不要か？	◆消防設備については、別紙消防用設備等の配置図及び避難経路図のとおりです。消防設備点検については、共同施設管理費負担金として積算していますので、指定管理者が点検料を負担願います。また、防火管理者を選任願います。
質問 3	◆自主事業について コアキングスペース内での自主事業は、可能か？ 例：PA の貸し出し	◆施設の設置目的に沿ったものであることを前提に、本業務の実施を妨げない範囲において自主事業を行うことは可能です。
質問 4	◆条例との整合性について 交流館の休館日は、土・日曜日以外は休館日となっているが、8 月の平日が開館となっているので、今後条例改正はあるのか？	◆第 5 条第 2 項の規定により、利用者が多い期間を臨時開館しています。現時点では、条例の改正は予定していません。

	条例利用料金別表 3 の町民等には、小鹿野町在勤者は含まれないのか？ 条例 6 条の減免に関する規則がないが、文化センター等の規則等を準用すればよいのか？	◆在勤者は、含まれません。 なお、町民等とは、使用者の過半数が小鹿野町に在住する団体利用を想定しています。 ◆減免の取り扱いについて、公用又は公共的事業に利用する場合は、利用料を免除としています。減免基準については、町と指定管理者で協議のうえ決定いたします。
質問 5	◆各施設の施設整備時の利用予測は、年何人を予測したのか？	◆若者センターコワーキングスペース整備時の K P I は、利用人数 182 人、利用団体 12 団体となっております。 その他の施設については、利用予測がございません。